

雇用保険被保険者 **β** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5102 - 356142 - 5		3 フリガナ	コマツ ミナ		4 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 6 11 1
2 事業所番号	1307 - 624814 - 7		休業等を開始した 者の氏名	小松 美奈		年 月 日	
5 名称	サクラサクマーケティング株式会社			6 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 251 - 0043 藤沢市辻堂元町 4 - 6 - 19 アヴォリエ湘南 10 3 電話番号 (080) 6734 - 3617		
事業所所在地	東京都渋谷区渋谷3丁目1番9号 YAZAWAビル3階						
電話番号	03 - 5776 - 2775						
住所 東京都渋谷区渋谷3丁目1番9号 YAZAWAビル3階 事業主 氏名 サクラサクマーケティング株式会社 代表取締役 林 亨							
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等							
7 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	8 7の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	9 賃金支払対象期間	10 9の 基礎 日数	11 賃 金 額			12 備 考
休業等を開始した日	11月 1日			A	B	計	
10月 1日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	10月 1日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	0		0	
9月 1日 ~ 9月 30日	0日	9月 1日 ~ 9月 30日	0日	0		0	
8月 1日 ~ 8月 31日	5日	8月 1日 ~ 8月 31日	5日	76465		76465	
7月 1日 ~ 7月 31日	23日	7月 1日 ~ 7月 31日	23日	321150		321150	
6月 1日 ~ 6月 30日	21日	6月 1日 ~ 6月 30日	21日	321150		321150	
5月 1日 ~ 5月 31日	21日	5月 1日 ~ 5月 31日	21日	321150		321150	
4月 1日 ~ 4月 30日	21日	4月 1日 ~ 4月 30日	21日	321150		321150	
3月 1日 ~ 3月 31日	20日	3月 1日 ~ 3月 31日	20日	316973		316973	
2月 1日 ~ 2月 29日	19日	2月 1日 ~ 2月 29日	19日	316973		316973	
1月 1日 ~ 1月 31日	19日	月 日 ~ 月 日	日				
12月 1日 ~ 12月 31日	21日	月 日 ~ 月 日	日				
11月 1日 ~ 11月 30日	20日	月 日 ~ 月 日	日				
10月 1日 ~ 10月 31日	21日	月 日 ~ 月 日	日				
9月 1日 ~ 9月 30日	20日	月 日 ~ 月 日	日				
8月 1日 ~ 8月 31日	22日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
13 賃金 に関する 特記事項	産前休暇令和6年8月8日開始、以降賃金支払無し					β 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 7 年 1 月 16 日 (受理番号 DI00008662 号)	
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ; ロ 定めあり 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 ヵ月)						
公所 共記 職載 業欄 安定							

注意
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 7 年 1 月 9 日 提出代行者	氏 名 熊沢 奈実	電 話 番 号 03 - 6384 - 2345
--------------------	---	--------------	--------------------------------